

平成 25 年度八王子市青少年問題協議会

第 1 回分科会 会議録

名称： 平成 25 年度八王子市青少年問題協議会第 1 回分科会

日時： 平成 25 年 7 月 26 日（金）午後 2 時～4 時

場所： 八王子市役所本庁舎 8 階 804 会議室

議事日程

- 1 挨拶
- 2 委員紹介
- 3 第 152 回八王子市青少年問題協議会の協議・報告
- 4 平成 25 年度重点目標（スローガン「しない！させない！いじめは決して許しません」への取り組みについて
 - (1) 重点目標に向けての取り組み状況の報告
各団体・組織からの報告
その他庁内の報告
 - (2) 最近の「いじめ」の傾向と課題
 - (3) 総括（課題、今後の取り組み）
- 5 平成 26 年度重点目標の策定について
- 6 情報提供
 - (1) 「夏休み子どもを守る事故犯罪ゼロ作戦」について
 - (2) その他

出席： 八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	関口 眞吾	委員
八王子地区保護司会代表	大竹 通夫	委員
都立高等学校校長会代表	小野寺 真也	委員
八王子市内私立中学高等学校校長代表	宮内 慶喜	委員
八王子市立中学校長会代表	清水 和彦	委員
八王子市公立小学校長会代表	金子 眞吾	委員
八王子市立中学校PTA連合会代表	加地 弘子	委員
八王子市立小学校PTA連合会代表	大須賀 美奈子	委員
八王子市青少年育成団体連絡協議会代表	立川 富美代	委員
高尾警察署生活安全課長	横田 和彦	委員
八王子警察署生活安全課少年第一係	渡邊 徳人	委員
高尾警察署生活安全課少年第一係	村上 亨史	委員
八王子市教育委員会事務局学校教育部 統括指導主事	山下 久也	委員
八王子市こども家庭部こどものしあわせ課長	小澤 篤子	委員
八王子市健康福祉部生活衛生課長	山野井 寛之	委員
八王子市生活安全部暮らしの安全安心課長	高橋 健司	委員
八王子市こども家庭部児童青少年課長	新堀 信晃	委員 <u>座長</u>

出席 17 名

(事務局) こども家庭部児童青少年課

中山、中本、若林

配布資料

- ・平成 25 年度八王子青少年問題協議会第 1 回分科会次第 (以下、分科会次第)
- ・資料 1～10
- ・八王子市青少年健全育成基本方針平成 25 年度重点目標リーフレット (以下、重点目標リーフレット)
- ・「夏 地域の目で子どもたちを見守ろう！」リーフレット (以下、防犯リーフレット)
- ・地方青少年問題協議会法 外 関係条例

【議事要点】

1. 挨拶

児童青少年課長から挨拶、事務局担当者の紹介（分科会次第 2P 参照）

2. 委員紹介

各委員の紹介（分科会次第 1P 参照）

3. 第 152 回八王子市青少年問題協議会（平成 25 年 2 月 21 日開催） における協議・報告内容について

（分科会次第 3P～4P 参照）

八王子市青少年健全育成基本方針重点目標について、以下のとおり報告した

1. 決定事項

（1） 八王子市青少年健全育成基本方針平成 25 年度重点目標について

分科会において、重点目標を昨今社会問題となっている「いじめ」への対応とする。

スローガン

「しない！させない！いじめは決して許しません」

いじめの実態が見えにくいなかで、「いじめられている子、いじめている子が発しているサイン」の察知と、サインに気付いた時の対応、学校や相談機関との連携について協議を行い、分科会案としてまとめたものに基づき検討し、掲載内容を決定。

※なお、協議会委員より、

- ①いじめの早期発見
- ②子どもの SOS を受け止める余裕が保護者や先生にあるか
- ③いじめる側の背景
- ④地域での取り組みの必要性
- ⑤年代特有の特質

といった観点からの意見や発言があったことを報告。

実施方法

- (1) 保護者への周知・啓発
- (2) 市関係所管及び青少年関係機関への周知

子どもがいじめられていた場合、いじめを行っていた場合に見られる、小さな変化を見つけた場合の対処法を示した、A3 二つ折りリーフレットを市内市立小・中学校を通じて保護者へ、また市関係所管や青少年関係機関にも配布することにより、周知・啓発を行うことを決定。

(2) 平成 25 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

平成 25 年度青少年健全育成推進区域について、「上柚木地区」を指定することを決定。

2. 報告事項

(1) 平成 25 年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項について

(2) その他の報告事項

- ①平成 24 年度青少年の携帯電話・インターネット利用に関する取り組みについて

本市関係所管及び青少年対策地区委員会の取り組みについて報告した。

- ②平成 24 年度青少年健全育成事業について

青少年健全育成指導員による各種調査結果、青少年健全育成キャンペーンの活動報告等を実施。

- ③情報交換において

(1) 少年非行の現状と補導状況について

南大沢警察署より非行少年の検挙・補導状況について、3 署分まとめたの情報提供

4. 平成 25 年度重点目標（スローガン「しない！させない！いじ

めは決して許しません」への取り組みについて

- (1) 重点目標に向けての取り組み状況の報告

各団体・組織からの報告

その他庁内の報告

(分科会次第 6P～7P 参照)

[事務局からの説明内容]

- ・青少年対策地区委員会、小学校、中学校、児童館、学童保育所、市関係所管といった245の組織に照会し、平成25年7月24日現在132の組織から回答。
- ・講師による研修会や講習会が多い。学校などでは特別授業のなかで実施している。
- ・アンケート調査を実施する学校も多い。
- ・インターネット社会についての研修会・講話を実施した中学校がある。
- ・特色ある取組として子どもの心への働きかけというのがあった。絵本の読み聞かせを通じて、「子どもが自分自身を発見し」「自分をより好きになる」ことにより、いじめの被害拡大を防ぐといった、新たな視点もみられる。
- ・特定の会を催すだけでなく、まずは地域での声かけから始めることにより、地域ぐるみでいじめをなくす環境づくりに取り組んでいくことに重点を置いて取り組んでいるとの意見もあった。

《質疑・応答》

【関口委員】

報告の件数は、今現在の実績なのか。それとも今後の予定も含めたものなのか。

【事務局からの説明内容】

今後の予定も含めた件数を報告させていただいた。ただ、ご指摘のとおり今回の照会文書が実施などの予定があれば教えてくださいという文言になっていたもので、既に4月に実施した事業はどうするのかといった問い合わせがあった。既に行ったものは今回の回答に入れてこなかった団体もあるかと思われる。今後こうした状況も踏まえて、事務局としても照会の仕方に工夫を図っていきべきだと考えている。

(2) 最近の「いじめ」の傾向と課題（分科会次第8P～9P、資料1～4参照）

[平成25年版 子ども・若者白書]

- ・平成25年版 子ども・若者白書によると、いじめの認知件数は、平成24年度上半期だけで前年度全体の2倍以上となっている。これは大津の事件をきっかけにアンケート調査を行ったことによる。
- ・いじめられている子の7割弱が学級担任に、約3割が家族に相談している。学校の先生の役割は重要。
- ・いじめを見たときの対応については、小学生の1割以上、中学生・高校生の2割以上が「別に何もしない」となっている。
- ・いじめ発見のきっかけは「アンケート調査など学校の取組により発見」されるケースが最も多く、本人からの訴えが続いている。

かっこ

[いじめ防止対策推進法]

- ・今年の6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」は、いじめ対策を講じたり、いじめを防止するための責任を国などの機関に対して明確にした。
- ・また、この法律には学校側の責任だけではなく、家庭や地域の役割についても表

記している。

[子どもたちからの意見]

・第62回「社会を明るくする運動」の作文コンクールにおいて優秀賞を受賞した作品のなかに、実際に先生や保護者に相談していじめを解決した事例が書かれている（資料4 要約参照）

・この作文で大切なものとして訴えているもの

- ▲ 「いじめ」を受けたら人に助けを求めることを恥ずかしいことではなく、相談する勇気の大切さ
- ▲ のり越えてみせるという気持ちを持つことの大切さ
- ▲ 他人を思いやる気持ちや助け合うことの大切さ
- ▲ いじめられている人がいれば、勇気をもって止める大切さ

【新堀委員】

資料4の作文は、先日いちょうホールで行われた「社会を明るくする運動」の作文コンクールで発表されたものだが、とても心に残る非常に素晴らしい発表だったということで、後に市議会議員からお話しをいただいた。まず勇気を出して母親に相談して、母親が学校の先生に相談した結果、それに関わった友達が涙を流して謝りにきて解決した。また「いじめ」をしている人がいたら、勇気を出して「だめだよ」と言えるような気持ちを持ちたいといった内容。非常に感動されたということで、もう一度確認したいという話があった。

《質疑・応答》

【関口委員】

資料1について、解説者が「磯井 真史」さんとなっているが、「碓井 真史」さんではないか。

【事務局】

調べて報告する。

〈会議後〉の事務局の確認

「碓井 真史」さんが正しいことがわかりましたので訂正いたします。

◎山下委員より「いじめ防止対策推進法」等について補足説明

6月28日に公布されて、3ヶ月後の9月28日に施行される。いろいろポイントはあるが、体制の整備という点でいくと11条では国が基本方針を立てる義務を定め、12条では地方公共団体が基本方針を立てるという努力義務を定めており、現在東京都が検討している。組織としては14条に「いじめ問題対策連絡協議会」を作ることができるが、類似の組織が多くなるとそれぞれの目的が重複するなど非効率さも生まれる。そのため現在サポートチームの連絡会というのがあるので、そちらを活用するなどして、具体的な対策の検討をしやすい組織をつくれるよう検討している。

13条では学校ごとに基本方針を立てること、22条には学校のなかに組織をつくることが記されているが、まだ各学校には条文を示した段階である。現在市では学校における

方針の立て方や組織、こちらも既存組織を活用した組織化のあり方を検討しているが、それらについても今後学校に示していく予定。国の方針が出るのが9月だろうと言われており、それから市となるとかなり押せ押せになってくるが、それを見越して検討するようになる。

また、実際の条文にはインターネットや有害情報対策に重点が置かれているので、その対策が重要になってくるものと思われる。

◎山下委員より本市におけるいじめの傾向等について報告。

本来だと、昨年度のいじめの件数をお示しできるところだが、まだ確定値になっていない。文部科学省で調査の方法等について、年が明けてもなかなか決定されなかったため、例年より数か月遅れで調査が始まって、現在国でとりまとめている段階である。確定した件数にはなっていないが、昨年度の件数はその前の年よりも増えている。

本市の状況でいえば大津の事件があって以来、保護者から「これはいじめではないか」といった苦情や問い合わせが増えている。いじめについては、また学校に通えないといった事例もある。また、学校等が対応するなかでも、加害の側も含めて保護者の方のご理解が得られないケースもあり、保護者同士でトラブルになることもある。ただ学校では、「いじめ」と思われるものについて、細かく情報提供をしてもらっており、それに対してこちらから助言している。

また本市では体罰についても「しない。させない。許さない」といったキャンペーンを展開するなど、暴力を追放する大きな流れにはなっている。

基本的に子ども達の生活の延長線上にある課題である。今後も継続して取り組んでいく。

《質疑・応答》

【関口委員】

いじめの件数については国で整理していて、全国レベルで集計を行うということで理解してよろしいか。

【山下委員】

国が一斉に調査をかけて、一定の基準に基づいて行っている。今回遅れたというのは、国が調査方法等の見直しをかけたことによる。八王子市の総数としては集計しているが、都への報告後、都や国の段階で精査の結果数値が変わってしまうことがあるので、確定値にはまだならない状況である。

【関口委員】

私が持つ「いじめ防止対策推進法」の資料には33条にいじめ対策主任を設けなければならないとあるが示された条文にはない。

【山下委員】

検討の過程では、はいじめ対策主任を設けなければならないという条文の法案もあったが、最終案では削除となった。

◎中学生の間でラインシステムを使ったコミュニケーションが広まっている現状についての意見交換

【加地委員】

7月19日（金）の校長会で保護者の方から、食事中もずっと携帯電話を見て、操作している女の子の話があった。保護者が注意したところその女の子の話によると、ラインというグループでつながるシステムがあり、やりとりしている人同士だと誰がそのメールを読んでいるかが即時にわかってしまい、読んでいない、返信しないということで、グループ内でいじめられるとのこと。これまでは書き込み等のいじめがあっても、ラインで楽しくやりとりしているグループのなかで、いじめがあるとは考えていなかった。

今後家庭のなかでどのような対応をしたか、学校の先生方がどのように関わって解決したかを確認していこうと思っている。ラインなどによる人間関係の関わりを教えていかなないと、遊び心で友人を傷つけてしまうことが増えるのはどうかと思う。

【山下委員】

子どもがラインのやりとりをしても実態がわからないと学校では指導できない。ラインは携帯電話のメールと一緒に、ラインというアプリを立ち上げなくても、着信を振動などで知らせる。一晩で百何十件というケースもめずらしくない。着信を見てなければ、なぜ携帯電話が震動してるのを見ていないんだということになり、見たら「既読」ということになるが、見たのに何で返事がないんだろうということになる。

子どもたちだけでなく、大学生の世代にもそのような感覚がある。ラインのグループをつくり、親しい友達の間でやり取りをする。その中の一人が他の友達を招待すると、会ったことのない子がグループに入ることになる。交友関係がラインを通じてつながっていく。中学生の場合、他校の生徒と交友関係ができる一方で顔もわからないなかでのやりとりにより、トラブルが生じたりすることもある。ラインのシステム自体は通信の手段だが、気をつけていかなければならないと考えている。

【関口委員】

40人のなかで1人とか2人だけ外すといったような、いじめもあるようで、そういったいじめは非常にわかりにくく、実際に起こっているかどうかはわからないので、対応が難しい。

（3）総括（課題・今後の取組）

【小野寺委員】

典型的ないじめであれば指導がしやすいが、どちらが被害者か加害者かわからないようなものもある。例えば発達障害系の子が、自分をからかった子を叩いてしまうといった場合は個別指導になるが、全体的な指導では解決できないケースが多い。

年齢が若ければ若いほど発達障害の子への理解が難しい。コミュニケーションに課題もあり、一人ひとりへの対応も必要となる。また、発達障害に対する理解の有無もかわっている。発達障害の子が絡んだケースについては、いじめとは違った対応になることが多

い。そういった場合でも保護者が入ってくれば解決することもあるが、なかなか難しいケースが多い。

都立高校はスクールカウンセラーが今年から全校配置になり、週1日来るようになった。都立高校にも発達障害系の生徒も入学しているなかで、それぞれが抱えている課題が異なるので、型にはまった指導では対応が難しい。対応に時間もかかるし件数も簡単には減らないと思われる。保護者の理解を得ることだけでも時間がかかる。教員数の少ない学校では負担も大きいですが、第三者の支援により、時間をかければそれなりの解決はできる。

【立川委員】

私どもは青少年育成団体連絡協議会といって、学校教育でも家庭教育でもない。本当の社会教育であるボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団等といった団体の集まりである。

私はガールスカウト活動の指導者を50年行っているが、最近いじめの問題の傾向を聞き、私達の活動の目的は、改めて重要なものであると感じる。私たちは子どもたちを良き社会人に育てる、良き世界市民に育てるという大きな目標を持っている。

自然を大切にすることや、仲間を大切にすることなどを教育をするためにキャンプなどを行うが、ただバーベキューをやるというのではなく、いろんな技術を教える。そういった教育を小学校1年生から高校3年生まで行う。こうした経験を通じて子どもたちは、「仲間と助け合うこと」、「技術を覚えること」、「何者にも負けない強さ、粘り」を身に付けていく。

隊員である子どもたちに、「いじめ」をどう思うかと持ちかけると、小学校5年生くらいのスカウトになると、「いじめ」を見つけると、その子がリーダーになって、何人かの友達でいじめてる子に立ち向かっていくことをはっきりと言う。ガールスカウトやボーイスカウト活動は特殊な活動かもしれないし、全体の子ども達から見るとほんのわずかな数かもしれないが、たくましい心と体をつくるにはとてもいい活動ではないかと思う。

最近問題になっている「いじめ」のことや、携帯電話やインターネットなども子どもなりに判断しながら、助け合って立ち向かっていく心を養っていくことに、私たちの活動が活かしているのではないかと実感している。

これからも一人でも多くの子どもたちが参加してくれることを期待している。資料4にもあるように、「困った。どうしよう。お母さんに相談しよう。仲間と手を取り合って立ち向かおう」という心を持つ子が、一人でも多くできることを期待している。

【清水委員】

関西の方では「防災」、「抗災」、「減災」という分類をした「いじめ」対策への取り組みが進んでいる。「防災」はいじめを無くすということ。絆をつくったり、心の教育を行ったり、思いやりの心を養ったりということを用いる。「抗災」は自分自身いじめられている場合にそれを表現できるようにする。表現できない子の事例が顕在化されていないことも多く、その対策としての、表現自己主張のトレーニングはやっているようであまりやっていない。

「減災」はいじめをできるだけ減らすということ。児童生徒の心を理解するQ Uテスト（心理テスト）などにより、いじめの被害を受ける子の特徴や、いじめられていないのに、いじめられているとってしまう子どもが潜在的にもつトラウマを知ることができる。また、いじめにつながる兆候も発見できる。このような3つに分類した対策をしていかないと、

学校、地域、行政が連携して取り組みを進めるうえでも、難しくなってくるのではないか。

スクールカウンセラーも家庭訪問ができるようになったので、この制度をうまく活用できないか。QUテストなどはスクールカウンセラーの協力で年2回行っている。三者面談もあわせて経年的に行っていくと、子どもの経年変化もみえてくる。少しずつでも効果があれば、QUテストの実施について行政の方からも支援していただく意味もあると思う。

いずれにしても3つに分類した対策を具体的にやっていくことが必要。

【金子委員】

低学年の保護者の中には、子どもたち同士のいさかいについても、いじめとして苦情を言ってくる方もいる。ただ、そういったことを経験しないで中学生や高校生になって、対応ができなかったり、相手の心情を理解できなかったりするところもあり、人の命が危ぶまれるようないじめ事件となってしまうのだと思う。

決していじめは良いことではないが、起きるものである。相談を受けたり学校説明会のなかでも、そういったトラブルは必ずあるといった話は常々している。その時に、資料4の作文にあったような親としての対応や、ボーイスカウトの活動を通じて子どもたちが学んでいるような、助け合いの心を育てることが大事。

いじめは駄目だとか事実関係を明らかにして、誰がいい、悪いという表面的な問題だけではない。9月以降どのような基本方針になるかはわからないが、表面上の方針だけで進むことが心配である。もっとも、当然いじめはない方が良いと思っている。

【大須賀委員】

高校2年生の娘が友達とグループでラインをやっているが、どうなのかなと親として思っている。グループでやっていると、一人に対して話題が盛り上がりエスカレートしてしまうこともある。そうなる一人抜け二人抜けとなっていく、そういうのはどんなものかと、娘とも話をしている。私もラインをやっており、PTAの中でも皆で集まるのが難しい時は、ラインを活用している。

娘は私に友達の話などをしてくれるので、ライン利用の現状は良くわかる。子どもとのコミュニケーションを大切にしている。

【横田委員】

警察としての今後の取組について報告する。現在も行っている非行防止教室を主に小学校を中心に、DVDを見せながら「いじめはだめなんだ」という啓発を行う。いうまでもなく警察は捜査機関であり、主たる業務は犯罪捜査であり、そういった啓蒙活動も実施している。ただ、最初に相談を受けるのは教育現場や家庭である。その際いじめの中でも特に身体を傷つけられたり、脅迫文を送るなどというのは犯罪行為であり、警察に相談に来た時点ではひどい傷を負っているケースもあるので、まず、家庭や学校で相談を受けた時点で警察に引き継いだ方が良くと思われるケースについては、遠慮なく警察に通報してもらいたい。ただその場合、警察は捜査機関のため、いじめた子等は被疑者扱いということになる。事件とかではなく、警察の方から注意してもらいたいというのは受けかねるが、警察としては犯罪行為をすればそれなりの対応となることを知らしめていく。今後もその姿勢は変わらない。

5. 平成26年度重点目標の策定について

(分科会次第 10P～11P 資料5～11 参照)

1. これまでの重点目標スローガンについて説明

- ・平成20年度から24年度は携帯電話、インターネット関連の重点目標。25年度は「いじめ」対策を取り上げている。

2. 平成26年度 青少年問題協議会 重点目標 検討事項について説明

児童青少年課が所管している青少年育成指導員会が出た話題を参考に、事務局から3つの視点を提示。

①「いじめ」問題への取組

- ・「いじめ」による悲惨な事件が絶えないなか、保護者や学校への効果的な啓発をいかにおこなっていくか。
- ・ネットいじめ等の被害を受けることがないように、携帯電話やスマートフォンのフィルタリング機能の活用促進が必要。
- ・国による「いじめ防止対策基本法の公布」をはじめ、「いじめ」問題解決に向けて、東京都や八王子市でもさまざまな取組が行われている。

②地域で子どもをいかに見守り、育てていくか(子どもを犯罪から守る～地域の力～)

- ・20歳未満の者が被害者となった刑法犯の認知件数は減少傾向(資料5参照)だが、各種報道で見られるように、危険にさらされてる状況はそれほど変わっていない印象である。
- ・地域の目が届きにくい
 - ex. 子ども達が全く知らない大人からの被害を受ける。遊歩道から車道沿いの歩道への通学路変更
- ・子どもが安心して暮らせる環境をつくるため、地域の子どもの地域全体でいかに守っていくかという視点が重要
- ・八王子市でも子ども達を守るための取組を行っている。
- ・家庭・地域・学校がどのように連携して子どもの安全をより守っていけるか。
- ・さまざまな交流や地域活動を通して人としての協調性、社会性、命の尊とさ、弱者への思いやりを養う場としての地域づくりが必要。
- ・地域は父、母とともに第三の保護者という意識を共有することが、子ども達を危険から守ることにつながる。

③子どもたちが自身を持つために～家庭で、地域で子どもを育てる～

- ・西八王子駅での「バスジャック事件」で逮捕された男子生徒に見られるように、子ども達は「自分を認めてもらいたい」という潜在意識をもっている(資料6参照)。
- ・平成24年12月に行った生活行動・学習活動調査における結果に見られるように、全国と比較しても八王子市では自分に自信が持てない子がやや多いように

思われる。特に「自分のことが好きである」「自分は家の人から認められていると思う」と答えた子は全国と比較して、大幅に少ない（資料7参照）。

・平成25年版子ども・若者白書の結果からも、小・中学生時代の体験活動が豊富なほど、その子にとっていろいろな面で好影響を与えている。にもかかわらず、体験活動への参加は減少傾向である（資料8参照）。また子どもが自身を持つためには親との会話も重要で、そのような時間を増やしていくことが必要。

・平成25年版子ども・若者白書によると、不登校になったきっかけは不安など情緒的混乱、無気力、親子関係が上位を占めている。また、小・中・高校生時代の不登校がひきこもりのきっかけとなることもある（資料9参照）。このことから、子ども時代のさまざまな体験や親子のつながりを通じて、自分に自信を持つようになることが、将来的なニートや引きこもりを防ぐにきっかけになる。

・地域活動に参加することで、体験活動やコミュニケーションをとる機会を得ることにより悩みを相談することもできる。そのことが地域を明るくし、子どもたちを守る環境づくりにつながる（資料10参照）

・小金井市でのアンケート調査（資料11参照）でも全国や八王子市と同様、自分に自信を持ってない子が多い傾向がみられる。

【事務局】

平成26年度重点目標を検討するうえで、以上の3つの視点も参考にさせていただきたい。

《質疑・意見》

【清水委員】

3つの視点は、それぞれ離れた視点と感じられるが、3つの中からどれかを選ぶということなのか。それとも融合させたもので考えるのか。

【事務局】

こちらでお示した視点で検討していただくということであれば、どちらの方法でも良いと思われる。これらの視点は今年度の重点目標のヒントとして提示させていただいた。

【清水委員】

昨年度の重点目標である「いじめ」の問題は収束したわけではなく、検討事項の候補として残っているということではどうか。

【事務局】

今年度も引き続き「いじめ」を取り上げて検討し、重点項目としていくことも可能であり、また「いじめ」以外、例えば今回提示した他の2つの視点で検討することも可能である。また、「いじめ」の取組のなかの視点でいくと、25年度の取組のなかの視点なのか、また、「いじめ」問題への取組を進めていくための考え方が、他の2つの視点のなかにある場合もある。

【清水委員】

提示された視点の内容は、私が先ほど申し上げた3つに分類した対策のなかにも含まれている部分もあると思われる。その観点から検討するのもよいか。

【事務局】

そういう方法もあると思う。

【大竹委員】

事務局の今日の話はあくまで提案であり、次回までにそれぞれが考えるということ。この場で決める必要もないし、25年度の重点目標の総括も終わっていないこともあり、今の段階で問題点を協議して、26年度の重点目標を決めるのは尚早かと思う。この分科会で最終的にやらなければならないのは、年が明けてから協議会にどういったかたちで提議するかである。分科会で提議した内容で協議会が決定するとは限らない。協議会が全部決めることである。分科会からどういうものを出すかというのは、11月までにそれぞれの立場の方がお考えになったものを、総合的に検討するのが筋である。あくまで問題提議を事務局がしたという認識でいいのではないか。

6. 情報提供

(1)「夏休み子どもを守る事故犯罪ゼロ作戦」について

◎高橋委員より不審者情報等本市の取組事例について情報提供。

①不審者情報

犯罪・不審者情報メールということで、登録いただいた方にメールをお送りしており、現在2万3千件の登録がある。不審者情報は、市内の3警察署や警視庁からいただいた情報をまとめて配信している。今年度に入ってから合計41件で夏にかけて増えている傾向がある。事案の中身としては、女性が被害を受けたものとして接触のタイプが13件。露出が20件。声かけ・つきまといが7件。写真撮影が1件というもの。特に接触、露出が夏にかけて増えている。年代別の被害でいうと、小学生が12件。中学生が8件。高校生6件。大人が10件。時間帯的には中学生や高校生になるにつれて、夜間帯や深夜帯の犯行が多くなるのがわかる。3署別でいくと八王子署で16件、南大沢署で16件、高尾署が9件となっている。

一昨年度に片倉町で、他市の小学校教諭による女子児童を連れ去ろうとした事件があったが、周りの人の通報や追跡などにより、未遂に終わった。このようなこともあるので、地域に対しては協力依頼や情報提供をおこなっている。

②夏休み子どもを取り巻く事故・犯罪ゼロ作戦

埼玉県でのプール事故を教訓に取組を始めた。当初は施設の点検であったが、現在は、教育委員会や子ども家庭部とタイアップし子どもを見守る機会を多くしようということとなった。現在は全庁的な取組として、通勤時や公務外出時にも子どもの見守りをお願いしてい

る。

③「いかのおすし」プラス1

「知らない人についていかない」「他人の車にのらない」「おおごえを出してすぐにげる」「何かあったらすぐしらせる」、本市独自のものとしてプラス1「110番通報をお願いします」。これを関係機関を通じて啓発する。

児童・生徒の場合は「学校についてから先生に話す」「家に帰ってから保護者に話す」ということになる、不審者が警察に連絡があったときには、手の届かないところに行ってしまう、次の犯行に及んでしまう。これを防ぐために「すぐ110番通報をしてください」ということで、「いかのおすし」に1を加えた。これにより子ども達を地域の目で見守ってあげられるような取組が展開できると思われる。

《質疑・意見》

【立川委員】

「夏 地域の目でも子どもたちを見守ろう」のリーフレットに「遊び場に気を配る！」地域の講演、橋の下など子どもに危険はないか、少し目を向けてくださいとあるが、大震災以来節電で柵田公園の明かりが点かなくなった。何時に消えるのか。夜遅く帰り道として公園の中を通ると、男の人が1人ウロウロしていたり、子ども達が自転車を止めて何人か集まっている状態を何回も見ている。真っ暗なので、少なくとも午後11時頃まで公園の明かりを点けることはできないか。これから夏が来て低学年の子が何人か集まってくることを考えると、是非公園の点灯時間の延長をお願いしたい。

【高橋委員】

震災後の節電に係る消灯対応について、公園は震災前の対応に戻っているということで、公園課に確認が取れている。節電対策についての消灯は公園ではやっていないので、あとは個別の問題が考えられる。会議終了次第、公園課に確認する。

【関口委員】

啓発のポスター、リーフレット等はどのように配布してるのか。

【高橋委員】

市役所本庁舎や市民部事務所で配布している。

【関口委員】

地域で見守ろうというのであれば、地域に配ってもいいと思う。ここで見せてもらった青いポスターもあまりみかけない。

【立川委員】

マンションはポスターなどを管理人があまり受け付けない。行政の方から直接お願いするのはどうか。

【高橋委員】

いろいろな機関にお願いしたりだとか、こども家庭部を通じて関係の機関にお願いしたりはしているが、マンションまでは行き届いてないのが現実。

【立川委員】

ピーポ君だけは貼ってある。子ども達が寄り集まるので、事件が起きないうちに手を打ってもらえればいいなと思っている。

【高橋委員】

かなり夜おそくまで寄り集まっているのか。

【立川委員】

かなり遅くまで、自転車で止まって寄り集まっている。家の窓から公園が見渡せるが、木も鬱蒼としており、犯罪を起こそうと思えば、すぐにも起こせるような状況。現地をみてもらえればわかる。

【高橋委員】

青パトもまわっているので確認をして、夜間に集まっているようなら声かけもする。あまりにもひどい場合は110番している。

【横田委員】

寄り集まっている状況がひどければ、110番してもらっても構わない。

【立川委員】

窓から見ながら110番すれば良いのか。

【横田委員】

そうしていただいて構わない。

(2)その他

◎山野井委員より薬物対策の取組について情報提供。

東京都の取組の一環として薬物乱用防止の取組を行っている。薬物乱用については、各地に指導員を置いて啓発を行っている。八王子地区には17名の指導員が活動している。指導員は薬剤師会や保護司会、民生児童委員協議会、防犯協会、PTA連合会から推薦された方で構成している。またサポーターという形で、それぞれの団体から2～3名ほど推薦されている。指導員はサポーターと一緒に各地に出向いて啓発を進めていこうということで、市独自の取組としてサポーターの養成を行う。

それと平行して、いちよう祭りで独自のブースを設けての啓発や市内の小・中学校に向き啓発を行う。昔はシンナーだったが、現在は脱法ドラッグが問題となっている。八王子市内に脱法ドラッグを取り扱っている店が1店舗あることもあり、好奇心から手を出す危険性があり、小・中学生の教育における大きな課題であると認識している。

自分達で取り締まることはできないが、「手を出してはいけないよ」、「だめだよ！絶対に」という啓発をしながら、今後も取組んでいきたい。

《山野井委員の情報提供をうけての質疑・発言》

【大竹委員】

25年度の重点目標を検討する際も、「脱法ハーブ」も候補としてあがった。「いじめ」とどちらにするか。それとも両方掲げるか考えたが、両方だとわかりにくいということで、結局「いじめ」に一本化した。

【山野井委員】

以前は一つ一つの薬物に厚生労働省で規制をかけていたが、次々と新しいものが出てくるなかで、啓発に比重を置くようにした。「だめだよ！絶対に」ということで、働きかけていくしかないということで、取り組んでいく。

【関口委員】

次第の5番目に戻る話になるが、昨年度は「脱法ハーブ」をはじめとした「薬物」も含めたなかから検討事項を選ぶなかで、「いじめ」になった。今年度の重点目標を検討するうえで、今八王子で問題になっているのは何があるかという観点で検討事項を決めるべき。課題としては何個あってもいいと思う。問題になっているものについて、情報提供をいただきたい。個人的には同じ問題を継続してやっていかないと意識として変わっていかないとと思う。提示していただいたものについて、反対はしないが、幅広く情報を提供していただくことをお願いしたい。

次回開催について

第2回分科会 11月19日（火）14時～16時 市役所7階 **701 会議室**

（※事務局より当初702会議室と会議の場で申しあげましたが、701会議室

に変更になりました。開催通知をお送りする際には701会議室と表記いたします）